

【特定のテーマ：財団法人北海道農業開発公社及びこれに係る北海道の財務】

改善を要する事項	講じた措置
<p>1 財務諸表の修正</p> <p>(1) 準拠すべき会計基準</p> <p>      公社の会計は、企業会計原則と公益法人会計基準の両者に準拠することとなっており、実際、両基準を意識した会計処理が実施されている。毎年度作成される決算書についても、両基準において必須なものを作成するよう努力しているが、対象とする法人が全く異なることから、両基準の要請を同時に満たす決算書を作成することは不可能である。</p> <p>      他方、公社は公益法人であるので、主務官庁から特別の法令で定められた会計基準等を示されていない場合、基本的には公益法人会計基準に準拠する必要がある。</p> <p>      公益法人は予算会計を基礎とすることから、収支計算書が必要な決算書の一つとなっているが、公社が作成している収支決算書(収支決算総括表を含む。)には、借入金の増減や基金及び特定預金等の増減が計上されておらず、公益法人会計基準が求める収支計算書からは大きく乖離したものとなっている。</p> <p>      公社が公益法人会計基準に準拠していなかった理由として、同基準が過去において会計慣行として定着していなかったことが挙げられるが、今日、公益法人が経済社会において重要な役割を担うに至って、主務官庁である北海道がその実態を適切に評価し、同時に適正な指導監督等を強力に推進していくためには、一定期間における活動の成果と一定時点における財政状態を適正な計算書類で明らかにすることが必要である。</p> <p>      今後は公益法人会計基準に準拠して、収支予算書、会計帳簿及び計算書類を作成する必要がある。</p>	<p>平成14年度決算から収支計算書、会計帳簿及び計算書類について、また、平成15年度予算から収支予算書について、公益法人会計基準に準拠し作成しました。</p>
<p>(2) 内部取引の消去</p> <p>      公社の取引の中に、各事業部が実施事業における工事の一部を、農場整備部に発注しているために発生する事業相互間の取引がある。この結果、公社の収支決算総括表は収入及び支出がそれぞれ6,836百万円両建てで計上されている。</p> <p>      公社の収支規模及び総資産額等を適正に表示するため、決算書を作成するにあたって内部取引額を消去する必要がある。</p>	<p>事業部間の内部取引については、平成14年度決算から内部取引額を消去し、決算書を作成しました。</p>

<p>(3) 繰延資産の貸借対照表計上の妥当性</p> <p>会社の特別会計に繰延資産として計上されている地域活性化交付資金(743百万円)は、農業協同組合の固定化債権を長期に亘り貸倒処理するために、地域農業活性化基金より農協に交付した資金を資産計上したものである。この地域活性化交付資金は、その支出の効果が将来にわたって及ぶという性格のものではなく、繰延資産の上記定義に照らし考えてみると、繰延資産には該当しない。</p> <p>また、この支出額は、基金の運用益によって穴埋めされていくものであり、農協に対する債権ではない。</p> <p>従って、地域活性化交付資金は会計上、貸借対照表に計上すべき性格のものではなく、農協への交付時に「交付金支出」として処理すべきであった。</p>	<p>地域活性化交付資金については、平成12年度に事業が終了しておりますが、貸借対照表の特別会計に計上している繰延資産は、平成14年度決算から繰延資産への計上は取りやめ、正味財産として表示することとしました。</p>
<p>(4) 資金勘定、引当金及び準備金</p> <p>会社作成の貸借対照表の固定負債の部には、多数の資金勘定(4,931百万円)、引当金(8,250百万円)及び準備金(7,632百万円)が計上されている。</p> <p>資金勘定、引当金及び準備金として合計20,814百万円が負債として計上されているが、そのうち10,522百万円については、負債性がないので正味財産として処理することが必要である。</p>	<p>負債性のない資金勘定、引当金及び準備金については、平成14年度決算から正味財産として処理しました。</p>
<p>(5) 退職給与引当金</p> <p>退職給与引当金は、職員、役員及び準職員の将来の退職金支出に備えるため、退職給与規程に従い、入社時期等に対応した別表等を用いて、原則として期末要支給額を計上している。会社はさまざまな組織から、再三人員を引継いだ経緯があるため複雑な計算が必要とされており、一部の職員について別表を誤って適用したため、退職給与引当金が182百万円過大に計上されている。</p> <p>会計上修正が必要である。</p>	<p>退職給与引当金については、平成13年度決算において、退職給与規定に基づく適正な額に修正しました。</p>
<p>(6) 工事補償引当金</p> <p>工事補償引当金は、会社の内部基準によれば農用地開発整備事業の植栽等の補修、改修及び農村施設整備事業に係る補償に備えるため、農用地開発事業の工事高の100分の5以内の金額と農村施設整備事業対象工事高の1.5%以内の金額の合計額を計上するよう定められている。平成12年度末における工事補償引当金残高は916百万円であり、会社の内部の基準には適合している。</p>	<p>工事補償引当金については、平成13年度決算から過去の補修実績率を基に引当額を算出し、計上しました。</p>

<p>しかし、上記基準は当期における工事高の一定割合以内の任意の金額を計上することとしており、合理的な基準とは認め難い。過去5年間の補修実績率を用いて算出する等の合理的な基準を検討する必要がある。</p>	
<p>2 事業実施手続</p> <p>(1) 農業経営活性化特別対策事業(特別会計)</p> <p>この農業活性化事業には、回収不能債権を抱えた農協サイドから見ると、農協が固定化債権の4倍相当額を公社へ出資(地域農業活性化基金)することにより、公社への出資金相当額を農協自らで運用していたならば、10~20年もの長期間をかけて得るべき受取利息を、回収不能債権の損失処理時に前倒しして一括で受け取ることができるという効果もある。</p> <p>この農業活性化事業は、寄附行為第4条第1項第5号に定める事業として、業務方法書第4条に規定されている寄附行為上の目的行為であり、本事業の創設経緯に、当時の経済、社会環境からやむを得ない事情があったことは関係文書から推察できる面もあるが、今日的な経済、社会情勢を踏まえると、本事業を積極的に肯定する理由は見あたらない。</p> <p>本事業の取扱いについても関係機関で検討した結果、平成13年4月以降新たな引受けは行わないこととされているが、貸借対照表に計上されている地域活性化資金運用預け金(運用資産3,563百万円)及び地域活性化資金(固定負債4,318百万円)の取扱いについては、関係機関と協議する必要がある。</p>	<p>農業経営活性化特別対策事業については、関係機関と協議を行いました。事業は農地保有合理化事業による農地流動化の促進を目的するものとそれ以外のものを別々の機関で実施していたこと、機関毎に事業の設置目的及び実施する業務が異なっていることなどから、業務の一本化について関係機関の同意を得られず、当面現行どおり処理することとしました。</p>
<p>(2) 農用地開発整備事業</p> <p>ア 原価計算の実施について</p> <p>農用地開発整備事業費用は、直接原価としての草地開発事業費、耕地整備事業費及び土層改良事業費、間接原価としての工事管理費、調査受託事業費、機械事業損失及び共通管理費から構成されるが、このうち受注した工事毎に原価が集計されているのは直接原価のみである。すなわち、直接原価については原価計算が実施されているが、間接原価については支所別の発生額が認識されているのみである。従って、現状では受注した工事毎の損益を把握できないため、今後は適切な配賦基準を定めた上で、間接原価についても配賦計算を検討する必要がある。</p> <p>更に言えば、農用地開発整備事業のうち直営事業は農村施設整備事業等から直営施工として自社に発注された事業であり、外部から発注された受託事業の場合とでは、両者の原価は適正に区分計算されな</p>	<p>工事毎の間接原価の配賦方法については、平成15年度中に間接管理費の適切な配賦基準を設定し、配賦計算することとしています。</p> <p>また、配賦基準の設定にあたっては、直営事業と受託事業の区分についても検討し、工事毎に原価計算を行うこととしています。</p>

<p>ければならず、そのためには間接原価を含めて受注した工事毎の原価計算が必要である。</p>	
<p>イ 土層改良事業費の内容について 土層改良事業費には、前年度以前に実施された草地開発及び耕地整備事業等における補修工事が含まれているため、下記修正が必要である。 公社では工事補償引当金を計上していることから、引当金に対応した補修工事に係る費用はまず、工事補償引当金を充当する。 当該引当金を超える額は当期の費用ではないため土層改良事業費とは区分して「過年度手直し工事支出」等の科目に計上する。</p>	<p>過年度実施事業に係る補修工事の支出については、平成14年度決算から補修工事に係る科目は引当金を充当し、当該引当金を超える費用については、「過年度手直し工事支出」の科目で処理することとしました。</p>
<p>ウ 受託事業収入(調査収入)に係る代金回収手続について 調査収入に係る代金の回収手続に、下記の瑕疵が見受けられた。 すなわち契約上の工期及び実際の引渡日と請求書作成日との間に時間的ズレのあるケースがあった。その理由は下記のとおりである。 当初、引渡日後間もなく請求書を送付したが入金に6ヶ月を要した。 契約書によると請求書受領後40日以内に支払を実施しない場合には遅延利息が発生する。 遅延利息が発生しないよう実際の入金日から逆算して請求書の日付を記載した。 なお、本来徴収すべきであった遅延利息額は152千円である。 また、請求書発行日の記載にあたり明らかに年度違いと思われるものが散見される。 今後は請求書発行にあたり、発行日等のチェック体制の整備が必要である。</p>	<p>調査収入に係る代金については、検査合格後速やかに、請求月日を明記した上で決裁を経て請求するなど、所定の手続きを経ているに請求するようチェック体制を整備し、早期回収に努めることとしました。</p>
<p>(3) 畜産振興事業 ア 棚卸資産と固定資産の区分について 会計上、育成事業にかかわる牛は、棚卸資産の「育成牛」と固定資産の「肉用牛」に区分されている。 前者には主として乳用牛、後者には黒毛和種のうち特に血統のよいものとして導入した繁殖牛(15頭)が含まれている。しかし、前者にも普通の血統をもつ繁殖用の和牛(49頭)が含まれており、これらについては、販売用ではないため、固定資産に計上し、減価償却を行うことが必要である。</p>	<p>繁殖用の和牛については、内部調査の結果、平成14年9月30日に子牛等を除く21頭を固定資産に計上しました。</p>

<p>イ 棚卸資産の評価について</p> <p>棚卸資産の「育成牛」の評価方法は、平成3年度に税務上「個別法による原価法」から「個別法による原価法に基づく低価法」に変更されている。その後育成事業損益の平準化を図るため、必ずしも会計上は低価法を厳密に適用せず、平成5年度から平成11年度までは、原価でも時価でもない任意の棚卸価格を用いて決算を行っている。今後は改善が必要である。</p> <p>これに関連して、経理規程第50条を受けた「決算処理要領」が低価法への変更後、未改正となっているため、改正する必要がある。</p>	<p>棚卸資産の評価方法については、平成12年度から低価法により評価を実施しています。</p> <p>また、決算処理要領の改正については、平成15年度に「個別法による原価法に基づく低価法」に評価方法を変更することとしています。</p>
<p>ウ 棚卸原価の計算について</p> <p>棚卸原価の計算は、1頭当たりの買入価格に、各年度の育成費(飼料費、労務費及び経費)を在场率に基づき按分して計算している。</p> <p>しかし、育成費には固定資産に計上されている牛と棚卸資産に計上されているが繁殖用であり本来は固定資産に計上されるべき牛に対するものが含まれており、これらの牛に対応する育成費(平成12年度の概算で6百万円)については棚卸原価に按分してはならない。</p>	<p>棚卸原価については、平成14年度決算から固定資産牛の育成費(経費)を除いて算出しました。</p>
<p>エ 時価及び個別法の適用について</p> <p>時価については、市場価格として存在するのが育成牛及び初妊牛であるため、この月齢に合わない牛については、両価格を月齢で比例配分し計算している。この点は、合理的と思われるが、実際の時価適用にあたっては、各月齢の頭数で加重平均した平均時価を用いている。</p> <p>結果的に、時価と原価の比較にあたっては、「個別法」とはなっていない。個別法では、1頭毎に時価と原価を比較する必要がある。</p>	<p>棚卸資産(乳肉用牛)の評価については、平成14年度決算から一頭毎に時価と原価を比較した低価法により計上しました。</p>
<p>オ 乳肉用牛育成事業の黒字化について</p> <p>公社では十勝育成牧場における乳肉用牛育成事業を、法人税法上の収益事業とし、会計帳簿から財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)を作成して、税務申告を行っている。同事業は、公社の財務諸表によると、過去10事業年度のうち7事業年度で赤字である。近年は市況の回復もあり、赤字幅は小さくなってはいるが、牛海綿状脳症問題の余波が続き、肉牛価格が不安定な状況にあること等から先行き不透明な環境にあるため、黒字化に向けた検討が必要である。</p>	<p>十勝育成牧場の乳肉用牛育成事業については、管理費の節減に努めるとともに、平成15年度中に新規事業(黒毛和牛供給事業)に取り組み、一層の経営改善を図ることとしています。</p>

<p>3 その他の会計処理</p> <p>(1) 業務推進費</p> <p>「業務推進費」とは、費用の処理科目を定めた「勘定科目表」によると、「関係先に対する事業推進費及び指導連絡費用を処理する科目」とされている。</p> <p>その内容は、関係先との情報交換や交際を目的とするもの、本支所間の打合せ、職員に対する慰労及び内部の懇親に関連した支出であり、その支出承認は「支出(決定・報告)書」に基づき実施されている。</p> <p>当該支出の内容及び計上の根拠となる請求書等について、公社に關係資料の整理を求めたところ、以下の問題点が抽出された。</p> <p>業務推進費のうち指導連絡費用として支出したものの(11,511千円)に関連した請求書等を検討した結果、上記定義中にある「指導連絡費用」とは判断しがたい懇親費用が含まれている。内部懇親の場合の支出が公社の「業務推進費」として認められる範囲を明確にする必要がある。</p> <p>「支出(決定・報告)書」には、「出席者の相手方及び人数」を記載する欄が設けられている。当該記載欄の大部分には「関係者」「関係機関」と記載されているが、実際には外部の「関係者」が同席することなく開催されているものがあつた(14,005千円)。「支出(決定・報告)書」の記載が不適切であることは、言うまでもないが、その承認体制について今後の改善が急務である。</p> <p>「支出(決定・報告)書」の支出予定金額と実際の支出金額が極めて近似しており、その理由を確認したところ、支出予定金額の記載にあたり、事前承認が徹底されておらず事後承認が容認されているとの説明を受けた。今後は、緊急の場合を除き、事前承認を徹底すべきである。</p>	<p>業務推進費については、平成13年度に支出範囲の明確化、相手先及び目的の明示、事前承認の徹底を実施しました。</p>
<p>(2) 調査研究費</p> <p>本所総務部における「調査研究費(共通管理費)」の中に、嘱託職員2名に対する人件費(7,900千円)が含まれている。人件費に関しては「給料手当」等の勘定で処理するのが妥当であるが、当該処理は2名に対する支給年俸額のうち前職場の規定による金額を「給料手当」勘定で処理し、当該金額を超えた部分を「調査研究費」として処理したものである。支給及び処理勘定科目の適否について検討が必要である。</p>	<p>人件費については、平成13年12月から調査研究費での支出は取りやめ、給料手当の勘定で処理することとしました。</p> <p>また、支給額については、平成15年6月支給分から規定による額に変更しました。</p>
<p>(3) 従業員貸付金</p>	<p>従業員貸付金については、貸付実行と</p>

<p>「厚生資金貸付細則」によると、普通貸付金の返済期間は貸付時より48ヶ月以内となっているが、支所の従業員1名に対する2件の貸付金は、どちらも返済予定期間が48ヶ月を超えている。</p> <p>この原因としては、</p> <p>貸付時に、返済額を先に決定し、返済期間がどれくらいになるかを確認していなかった、</p> <p>途中で条件変更をし、返済額を減額した時に、返済期間がどれくらい延びるかを確認していなかったことが挙げられる。</p> <p>規則に従った返済期間となるように、貸付時及び貸付条件変更時に十分に確認するとともに、適切な承認手続を設定する必要がある。</p>	<p>返済期日の確認を重点に内部審査等によりけん制を図ることとしており、今後、適正な執行に努めてまいります。</p> <p>なお、返済期限を越えて貸し付けていた事案については、平成14年度に全額返済を受けました。</p>
<p>(4) 保有農用地整備資金運用預け金の必要性</p> <p>公社が作成した貸借対照表上では、以下のような目的から、特定の財産を「運用資産」として流動資産及び固定資産から構成される「運用財産」と区分して管理している。</p> <p>財団法人の維持すべき財産である基本財産及び各基金を、運用財産と区分管理することによって、財産を保全するため。</p> <p>将来の特定の支出に備えて、運用財産とは別に資金を確保しておくため。</p> <p>しかし、保有農用地整備資金運用預け金については、その目的となる公社保有地の整備に係る農用地整備費がこの5年間発生しておらず、今後の発生も予想されないため、の「運用財産とは別に資金を確保しておく」必要性がなくなっている。</p> <p>従って、保有農用地整備資金運用預け金については、「運用資産」として区分して管理するのではなく、流動資産として運用財産に含めて管理すべきである。</p>	<p>保有農用地整備資金運用預け金については、平成15年3月31日に満期となったことから全額取り崩し、一般資金として管理することとしました。</p>
<p>(5) 委託先及び購入先の選定方法</p> <p>ア 公社と特定の会社との取引</p> <p>公社は農用地開発整備事業の工事を施工するにあたって、公社所有の機械により自ら施工するほか、一部の機械について外部からの借上げと労務作業の委託をしている。また、同工事に要する燃料、土壌改良資材及び種子等工事用資材を購入している。更には、農用地開発用建設機械及び業務連絡用車両等の固定資産(リース資産を含む)の取得並びに消耗品等の購入がある。</p> <p>これらの取引は、公社が定めた建設工事規程、農用地開発整備事業業務規程及び経理規程に基づい</p>	<p>取引相手の選定については、透明性・競争性を確保するため、平成15年度から見積先選定の根拠・理由等を明確にしたうえで、行うこととしました。</p> <p>また、一定量及び一定額以上の資材購入については、入札参加資格申請をしている者、製造メーカーの一次代理店資格を有する者等から選定し、見積書を徴収することとしました。</p>

<p>て、競争入札、随意契約(150万円以下の建設工事)、もしくは複数の会社の見積もり合わせ(建設工事以外)で行われているが、結果として委託先及び購入先は、特定の4社(甲社、乙社、丙社及び丁社。以下「特定4社」という。)に集中している。</p> <p>公社と特定4社との間には、公社が公益法人であるので資本関係はないが、人的関係及び取引関係は深い。</p> <p>今後、更に有効かつ効率的な委託や購買が行われるよう、より幅広く取引相手方の選定方法を検討する必要がある。</p>	
<p>イ 甲社との取引に係る改善すべき事項</p> <p>固定資産及び消耗品を購入する場合は、まとめて本所で見積り合せを行った上で購入先を決定しているが、リースについては、ほとんど見積り合せを実施することなく甲社と契約している。リース資産は借入金付きの固定資産購入と同様の経済的効果を有するため、固定資産購入の場合と同様に、本所でまとめて見積り合せを行ってからリース先を決定するようにし、支出の効率性を追求すべきである。</p>	<p>リース物件については、平成15年度から本所で一括見積り合せを行い、リース先を決定することとしました。</p>
<p>資材(種子)の購入にあたり、入手した複数の見積書の金額が全く同一であるにもかかわらず、公社内の決裁書上で明確な理由の記載もなく、甲社と売買契約を締結しているケースが散見された。公社の説明によると、対応の良さから見積書の金額が同一であっても同社と契約しているとのことであるが、仮にそのような理由から発注先を決定したのであるならば、その決定過程を文書として残す必要がある。</p>	<p>資材の購入については、平成15年度から見積金額が同額の場合、決定書に決定に至った理由を付すこととしました。</p>
<p>(6) 水田買入事業に係る特定預金</p> <p>「流動資産」の預金の中に、昭和55年度に終了した水田買入事業に係る特定目的の預金があり、終了以後も毎年、特定預金として書き換えられてきている。</p> <p>すでに水田買入事業が終了してから20年余りが経過しており、特定目的の預金として設定し続ける必要性は全くなくなっているため、一般の定期預金にするとともに、その運用収入の取扱いについても別途検討すべきである。</p>	<p>水田買入事業に係る特定預金については、平成14年6月25日に満期となったことから全額取り崩し、一般資金として管理することとしました。</p>
<p>(7) 資産管理</p> <p>固定資産の管理にあたって、以下のような問題点が</p>	<p>定期実査については、管理規約に基づき内部審査を実施することとしました。</p>

<p>見受けられた。</p> <p>定期的な実査が行われていない。</p> <p>車輛や大型機械については、平成13年度から、管理番号を付すようになったが、その他の資産にはまだ付されていない。</p> <p>現物は支所にあるのに、台帳上は本社に所在する旨の記載がなされているものがあり、現物管理と台帳管理が一致していないものがある。</p> <p>部品等の貯蔵品については、帳簿管理は行われているが、在庫管理担当者が出勤中は倉庫の入り口が開放されているため、倉庫への出入りが自由な状態にあった。</p> <p>会社の事業にとって、重要な財産である有形固定資産を保全するために、以下のように改善する必要がある。</p> <p>有形固定資産及びリース資産について定期的に実査を行う。</p> <p>一部の資産だけではなく、資産計上されている全ての資産について、台帳上の管理番号を付すようにする。</p> <p>現物の保管場所と、台帳上の管理場所を一致させる。</p> <p>倉庫の出入りについては、在庫管理担当者等一部の担当者しか出入りできないようにするとともに(物理的遮断)、在庫の入出庫作業を行う担当者と、台帳記帳や棚卸を行う担当者とを分ける(内部統制の構築)。</p>	<p>固定資産については、管理番号プレートを貼付し、現物と台帳との点検を実施するとともに、台帳を本所で一括整備し、その写しを現場の保管場所に備えることとしました。</p> <p>倉庫については、常時施錠することとし、入出庫作業担当者と台帳記帳担当者を分けて選定しました。</p>
<p>(8) ふん尿処理短期堆肥化処理施設</p> <p>会社がふん尿処理短期堆肥化処理の実験、調査を行うために、平成7年度から平成10年度にかけて、「ふん尿処理短期堆肥化処理施設(仮設保管施設及び機械等)」をリース契約で借り、この施設を十勝育成牧場に設置した。しかし、実験は平成10年度に終了し、リース契約が終了しているにもかかわらず、現在も同施設は撤去されずに、十勝育成牧場の中に設置されたままで、寝藁置き場として使用されている。</p> <p>当初の目的で使用しなくなった機械等の処分については、速やかにリース契約先と協議の上、手続を進める必要がある。</p>	<p>ふん尿処理短期堆肥化処理施設については、リース先と協議の結果、H型ハウス、仮設保管施設及びホイールローダーは平成14年9月27日に固定資産として取得しました。</p> <p>その他のふん尿処理機械等については、平成14年9月30日にリース先に返還しました。</p>
<p>(9) 更新牛対策資金の設定目的の変更</p> <p>会社が作成した貸借対照表で負債の部に計上されている、「更新牛対策資金」は当初は、肉用牛を導入するための資金として設定されたものである。しかし、肉</p>	<p>更新牛対策資金については、理事会の議決を得て平成15年3月31日に全額取り崩し、事業外収益として計上しました。</p>

用牛育成事業が平成7年度に終了したため、目的を変更して、乳用牛育成事業、乳肉用牛貸付事業の安定のため及びリース事業の価格変動に備えるための資金として設定し続けることになった。

特定の目的をもって設定された基本財産、基金、運用財産及び資金勘定については、その設定目的が終了した場合は、目的を変更して存続させ続けるのではなく、速やかに、理事会の決議や社内決裁等、適切な承認手続を経た上で取崩し、新たな目的で設定することが必要な場合は、改めて、適切な承認手続を経た上で、必要額を設定し直す必要がある。

#### 4 ディスクロージャー

公社の経営状況を説明する書類については、平成8年度までは各事業年度の事業報告書が議会に提出されていたが、平成8年度中に基本金が増加し北海道の出捐割合が二分の一未満となったため、平成9年度以降は各事業年度の事業報告書が議会に提出されていない。

平成12年度末において地方自治法の規定を公社に適用すると、出捐割合は該当しないが、損失補償契約に基づく債務負担額が該当する。

従って、経営状況を説明する書類を議会に提出する必要がある。

公社の経営状況を説明する書類の議会への提出については、今後、地方自治法の規定に基づき十分な確認を行い、適切に対処してまいります。

遺漏があった平成9年度以降の書類については、平成14年度に議会に提出しました。